

今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（中間報告）（概要）

1. 大気汚染の状況

（1）二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況

- ・測定局におけるNO₂及びSPMの環境基準達成率は、ここ数年継続して90%を超えており、総量削減基本方針における「環境基準のおおむね達成」の目標は達成していると評価。
- ・しかし、NO₂は、大都市圏の自排局を中心に環境基準を達成していない測定局が引き続き存在し、継続的・安定的な達成とは言い難い自排局も存在。また、SPMは、平成21年度には初めて全測定局で環境基準を達成したが、その継続的・安定的な達成の判断には、引き続き監視が必要。

（2）大気環境状況の将来予測

- ・環境省の調査結果によれば、現行対策を継続的に行うだけでは、平成32年度においてもNO₂の環境基準超過地点が残るものと予測。

（3）自排局周辺等の汚染の状況

- ・自排局の周辺にNO₂の高濃度域がある程度の広がりを持って存在する局地もあると見込まれることから、対策地域における環境基準の達成は、それぞれの局地の特性を踏まえ、汚染の広がりを考慮した評価が必要。

2. 総量削減基本方針の見直しの在り方

（1）窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）対策の継続の必要性

- ・NO₂及びSPMの環境基準が継続的・安定的に達成されているとは言い難い状況にあることから、平成23年度以降も対策の継続が必要であり、そのための総量削減基本方針の見直しが必要。

（2）総量削減基本方針に定める目標の見直し

①目標内容

- ・自動車NO_x・PM法の目的を踏まえ、測定局における継続的・安定的な環境基準の達成に加えて、対策地域全体としての環境基準達成を念頭に、「対策地域における大気の汚染に係る環境基準の確保」とする。

②目標期間

- ・対策地域全体の環境基準確保の目標期間は10年（平成32年度）とするが、5年目（平成27年度）までに測定局における環境基準の達成をできる限り図る。
- ・5年目における目標の達成状況につき中間評価を実施することにより、極力早期に対策地域全体における環境基準の確保を目指す。

（3）総量削減基本方針に定める施策等の見直し

①基本的な考え方

- ・測定局における5年以内の環境基準達成に向けて、重点対策地区に係る制度の活用を含めて、現行制度の下で実施可能な施策をできる限り充実。

- ・対策地域全体における10年以内の環境基準の確保に向けて、短期的な改善が困難と想定される非達成局については、要因の調査・解析とともに、より実効性の高い対策の検討等を並行して行い、中・長期的な対策を含めた総合的な施策を検討。
- ・5年目の中間評価に基づき、対策の強化を含めた追加的な施策の必要性を検討。

②局地汚染対策

1)局地汚染対策の進め方

- ・非達成局周辺のみの対策では効果が限定的であり、汚染の広がりや原因を十分考慮して、合理的な範囲の局地全体を網羅しうるものとすることが重要。

2)重点対策地区の見直し

- ・重点対策地区の範囲については、非達成局の周辺にも汚染の広がりが見込まれる局地があることを踏まえ、総量削減基本方針における「交差点近傍」の例示について、知事が地域の状況や特性に応じ必要と考える合理的な範囲を指定できるように見直すことが必要。

3)都市部局等との連携

- ・地形、道路構造、周囲の建築物等により局地的に汚染物質が滞留しやすくなっている局地については、当該箇所の開発等が行われる際に、環境改善のための適切な対策が取られるよう、都市部局等との十分な連携が必要。

4)情報共有による関係者の協力促進

- ・関係者の自発的な協力を求める手法（汚染が予測される時期・場所でのエコドライブの実施や不要不急の自動車利用の自粛等の呼びかけなど）が重要。
- ・高度道路交通システム（ITS）を活用した情報共有による関係者の協力促進には様々な可能性があり、効果的な情報発信の手法等のさらなる検討が必要。

5)ロードプライシング

- ・短期的な環境改善が困難と想定される非達成局の周辺等で、当該地区の改善につながるロードプライシングの有効性について、さらに研究が必要。

③流入車対策

- ・条例等による対策地域内の荷主の協力等が一定の成果を上げていることを踏まえて、優良な取組について情報を共有し、他の地域に拡げていくことが重要。
- ・適合車ステッカー制度も活用しつつ、対策地域内の事業者における非適合車の不使用の徹底と、ポスト新長期規制適合車等の使用の奨励をさらに図ることが重要。

④対策地域全般に係る対策

- ・ポスト新長期規制適合車、ハイブリッド自動車や天然ガス自動車等の低公害車の一層の普及を促進する支援措置が必要。
- ・運送事業者によるエコドライブ等の取組や、荷主によるサプライチェーン全体としてのモーダルシフト、共同輸配送等の物流の効率化等の取組を奨励し拡げていくことが重要。
- ・エコドライブは、コンテスト等により事業者の自発的な取組を継続的に実施・発展させることが重要。

⑤その他

- ・新たな総量削減計画が策定されるまでの間、改定された次期総量削減基本方針に沿って、関係者による対策が継続されることが必要。

自動車排出ガス総合対策小委員会 委員名簿

委員長： 大聖 泰弘 早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科教授

委員長代理： 浅野 直人 福岡大学法学部教授

委 員： 泉 裕介 イオングローバルＳＣＭ（株）管理部マネージャー

遠藤 啓二 (社)東京都トラック協会環境部長

太田 勝敏 東洋大学国際地域学部国際地域学科教授

小原 昌 東京都環境局自動車公害対策部計画課長

織 朱實 関東学院大学法学部教授

宮本 千壽子 世田谷区野沢4丁目自治会副会長
(東京・上馬交差点付近)

村木 美貴 千葉大学大学院工学研究科准教授

横田 久司 財団法人東京都環境整備公社
東京都環境科学研究所調査研究科主任研究員

吉田 美登利 川崎市環境局環境対策部交通環境対策課長

(50音順、敬称略)

自動車排出ガス総合対策小委員会 審議経緯

第1回　　日時：平成22年9月13日（月）10時～12時
内容：自動車排出ガス総合対策の経緯と現状について

第2回　　日時：平成22年10月15日（金）15時～17時30分
内容：地方自治体からのヒアリング
(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県)
中間報告の取りまとめについて

第3回　　日時：平成22年12月2日（木）16時～18時
内容：今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（中間報告案）

パブリックコメントの実施（平成22年12月9日（木）～平成23年1月7日（金））

第4回　　日時：平成23年1月18日（火）15時～17時
内容：パブリックコメントの結果について
今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（中間報告）